

**被扶養者の異動による  
手続きをお忘れなく**

春は異動の多い季節です。就職で健康保険に加入したり、前年の収入が増えた方はいらっしゃいませんか。組合員の皆さん、被扶養者の状況をいつも正確に把握し、認定要件に該当しなくなつた場合は早急に取り消し手続きをお願いします。遡及して取り消した場合、その間に医療機関で受診した医療費等は、後日共済組合に返還していただくことになります。また、就職等で新しい健康保険や国民健康保険に加入了後に医療機関で受診するときは、必ず新しい保険証を提示し、種別や番号が変更になったことを受付で申し出てください。

**「遠隔地被扶養者証」の申請について**

組合員証は組合員1人に対して1枚発行していますが、被扶養者の方が遠方の学校に進学するなどの理由で組合員と別居しなければならなくなつたときは、その居住地の医療機関で受診しやすくするために、遠隔地被扶養者証を発行します。必要な方は共済事務担当課を通じて申請してください。

# 被扶養者の 異動について

被扶養者の要件を欠く事由	取り消し日
就職（健康保険・国民健康保険に加入）	就職した日（健康保険・国民健康保険に加入した日）
収入の増加（給与収入や事業所得の増加） 恒常的な収入が過去1年間の累計で130万円以上になったとき	給与収入の場合… 130万円以上になった月の翌月1日 事業収入の場合…確定申告した日
公的年金等の受給権発生や年金額の増額改定 障害の年金または60歳以上の年金受給者は年金を含めた恒常的な収入が180万円以上になつたとき（それ以外の人は130万円以上）	裁判通知書または改定通知書が交付された日
雇用保険受給開始	雇用保険受給開始日
離婚	離婚届の受理日
配偶者の父母などの同居が認定要件である人の別居	別居した日
扶養者の変更	変更した日
死亡	死亡した日の翌日

届出口座に変更があります。共済組合へ届け出ている口座を解約したり、結婚して名義を変更していない等の理由で、給付金が送金できないことがあります。また、最近は金融機関の統廃合などで口座番号が変わっていることが多くなっています。

**振込口座の確認を**

